

ヘルメット着用義務が自転車利用者に

～災害等にも備え一人一つのヘルメットを推奨～

令和5年3月31日

セリングビジョン株式会社

道路交通法の改正により、新年度4月から自転車を運転する時は全ての年齢を対象にヘルメットを着用することが努力義務となります。しかし現在は通勤、通学や行楽の時にヘルメットをかぶって自転車に乗る人はほとんどいませんので、企業も社員も市民も「ヘルメット常時備蓄、活用」へと発想を改めなければなりません。

ヘルメットの着用については、過去、法律で規定されたことがあります。それは2008年に13歳未満の幼児や児童が自転車に乗る時はヘルメットを着用させるように保護者に対しての努力義務でした。企業社員には適用外でした。それが明日、4月1日からの改正道路交通法では、年齢に関わらず、自転車を運転する全員がヘルメットを着用する努力義務が課されることとなります。

企業の社員でも作業現場等で自転車を活用している方々が少なくないため、企業でも注意し対策を講じる必要があるでしょう。

ヘルメットは、大震災や火山噴火、がけ崩れ等の大災害や工事現場等において、人命を救う必需品でもあります。

ぜひ、企業も個人も、一人一つのヘルメットを用意しましょう。

セリングビジョンは、防災減殺の観点から、各種のヘルメット（名入れ含む）をご用意できますので、ぜひご相談いただければ幸いです。

<お問い合わせ>

セリングビジョン株式会社

〒105-0003

東京都港区西新橋 1-9-1 プロドリー西新橋ビル8F

TEL : 03-5251-3101

FAX : 03-5251-6020

mail : [info@sg-vn.com](mailto:info@sg-vn.com)